

令和3年

第17回 会津美里町教育委員会議事録

12月定例会

令和3年12月定例会

- I. 日 時 令和3年12月21日(火) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 大会議室
- I. 出席委員 教 育 長 歌 川 哲 由
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 山 内 一 枝
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里
教 育 文 化 課 主 幹 兼 会 津 美 里 町 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 福 田 富 美 代
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二
教 育 文 化 課 長 補 佐 鵜 川 晃
教 育 文 化 課 学 校 給 食 セ ン タ ー 係 長 鈴 木 幸 信
- I. 傍 聴 人 な し

令和3年12月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和3年第16回会津美里町教育委員会11月定例会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

報告第29号 会津美里町教育支援員会審査結果の報告について

議案第82号 会津美里町学校運営協議会規則

議案第83号 会津美里町教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

議案第84号 会津美里町教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令

議案第85号 会津美里町教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する規程

議案第86号 会津美里町学校体育施設利用団体の登録について

議案第87号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について（令和3年度追加認定）

議案第88号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について（令和4年度小学校事前申請）

議案第89号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について（令和4年度中学校事前申請）

議案第90号 「会津美里町社会体育施設整理計画」について

5. 協議事項

(1) 令和4年度会津美里町学校・こども園の重点事項について

(2) その他

6. 報告事項

(1) 議会定例会12月会議について

(2) 共催・後援承認依頼について

(3) 児童・生徒に関すること

(4) 教職員に関すること

(5) 生涯学習に関すること

(6) 教育関係施設に関すること

(7) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(8) その他

7. その他

(1) 今後の行事予定について

(2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午前8時54分

1. 開会

教育文化課長 令和3年第17回会津美里町教育委員会12月定例会を始めたいと思います。

教育長 委員、オンラインによるミーティングがあるということで、途中時間をいただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

では、会期は1日といたします。

出席委員は、委員全員であります。

出席説明者は、松本課長、福田主幹、渡部補佐、鶯川補佐、鈴木給食センター係長の5名になります。

議事録署名人は、出席委員全員でお願いいたします。

2. 議事録の承認

教育長 令和3年第16回会津美里町教育委員会11月定例会議事録の承認についてを議題といたします。

ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。特にございませんでしたか。

(「なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、令和3年第16回会津美里町教育委員会11月定例会議事録は承認といたします。

3. 教育長報告

教育長 11月12日に県の町村教育長協議会の研修大会があり、初めて参加させていただき、分科会では校務支援システムの導入部会に割り振られたのですが、いずれも当町で採用しております校務支援システムを導入している町村でありました。インターネットシステムの接続など使いにくいところが若干あり、それを整備していかななくてはならないという話題が多かったわけですが、加えて危惧されているのは40ちょいある町村教育長協議会のメンバーの中で、県が推奨しているシステムを導入しないところが増えてきたのです。導入も進んでいるのですが、一方ではそれには乗らずに、導入しないところも増えてきて、その歩調の乱れはよくないなと思っており、高校入試とか先々まで見据えたシステムによる子供の情報の共有とか、様々な利点を考えたときには本当は全市町村に採用いただきたいところなのですが、そういう流れではないところをちょっと危惧したということで意見を申し上げました。部会には副会長等もおりましたので、県の教育委員会にも機会を捉えて話をしてい

ただくというようお願いをしたところであります。

2つ目、11月24日に宮川小学校で算数、数学の授業研究会、コロナの影響で去年できずに、2年越しの授業でありました。東京学芸大の附属小の副校長に来ていただき、4年生対象に算数の授業をやっていただいたのです。出会ってすぐの子供たちを相手にすばらしい授業を展開され、やっぱり指導力だなと改めて思わされたところでもあります。非常にいい授業でありました。来年以降も継続しながら、先生方に授業力をつけていただくように研修を深めていくいい機会にさせていただければと思っております。

12月3日ですが、スポーツ推進審議会の答申をいただき、これについてはかつて御覧いただきました社会体育施設の整理計画について答申をいただいたところでもあります。議案にあります、附帯意見が若干つきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上であります。ご質問等ありましたらお願ひしたいと思います。

委員 11月19日ですが、滞納金収納対策ですが、実際教育長は直接関わらないと思えますけれども、給食費の未納が100万円ぐらいつ上乗せになっているような実態がある感じなのですが、その辺の話はこれから出るのかどうなのかと、毎年一生懸命請求しているみたいなのですが、状況を知らりたいと思えます。

教育長 直接この会議で給食費が話題になったわけではございませんが、現状についてセンター係長来ておりますので、ご説明できることございますか。

教育文化課学校給食センター係長 具体的な数字等は持ってきておりませんが、毎年徴収率については現年度分は少しずつ向上している状況です。ただ、どうしても100%までにはいきませんので、若干残った分が滞納繰越という形で積み残しになっていくのですが、今年度も100%目指しまして徴収に鋭意取り組んでいるところです。

教育長 今非常に滞納金が膨大な金額になっているのではないかという危惧される声がありました、そうではない。

教育文化課学校給食センター係長 はい。現年度分についてはですが。

教育長 そこまでではない。

教育文化課長 滞納分については、600万から700万円過年度分の滞納金として残っております。係長申し上げましたとおり、現年度分はできるだけ滞納として残さないよう100%目指して徴収に取り組んでおり、併せて過年度分も手順に基づき、督促をしております。ただし、やはり現年度分が幾らか滞納として残ってしまいますので、2年度の決算で600万から700万ぐらいたったかなと認識しておりますので、今後もどのように処理をしたらいいか検討していきたいと思っております。

教育長 2年度末決算で6、700万ぐらいあるということですね。

教育文化課長 はい。

教育長 非常に大きな金額ですね。

教育文化課長 平成10年度分からのものがそのままになっておりますので、不納欠損にするのかなどいろいろ検討していかなくてはいけないと思っています。

教育長 現状そういうところにあるということでございます。
そのほかのところでございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 なければ教育長報告を終了させていただきます。

4. 審議事項

教育長 4番の審議事項に参ります。

◎報告第29号(非公開)

教育長 報告第29号「会津美里町教育支援委員会審査結果の報告について」を議題といたします。

個人情報が入りますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき、非公開とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 報告に至った経緯も含めて、説明をお願いいたします。

教育文化課長 (報告第29号「会津美里町教育支援委員会審査結果の報告について」説明)

教育長 疑問点等ございましたらお願いしたいと思います。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 報告第29号を終了いたします。

◎議案第82号

教育長 議案第82号「会津美里町学校運営協議会規則」を議題といたします。

教育文化課長 議案書6ページからですが、議案第82号「会津美里町学校運営協議会規則」について今回上程させていただいたのですが、内容に若干不備がありましたので、一旦取り下げて、次回上げさせていただきたいと思います。

教育長 審議は一切必要ないということよろしいですか。あるいは、御覧になっていただいて、ご意見があればいただくという方法がよろしいですか。

教育文化課長補佐 提案させていただいたのですが、総務課との協議の中で一部指摘があり、その指摘が条例改正に関わる内容ですので、報酬の関係なのですが、条例の改正に影響するということもありますので、一旦取下げさせて、調整が済んだら再度提案させていただきたいと思います。それ以外のところでもしご指摘があればお受けして、それを規則に反映させていきたいと思います。

教育長 具体的には運営協議会の委員が特別職に当たるということですね。そのために総務課でも条例改正して、特別職の中に新たにこの運営協議会委員を加えなければならず、条例改正が必要だというようなことで、今後調整した上で3月会議に総務課で条例改正を上程して、ご承認いただくことが必要だということでありました。それ以外のところでお気づきのところがあれば、ご意見をいただければと思います。

委員 正式に提案されてからのほうがいいのか、ここで1回やったほうがいいのか分かりませんが、直接条例改正に関わるといいながらも、教育委員会の審議ができない話ではないではないですか。そこだけ留保して、最終的な決定を次回にすればいい話ではないですか。先送りする必要があるのかなと疑問に思ったのですが。

教育文化課長 報酬の関係で、特別職であるという文章、文言が入っていたのですが、総務課の指摘を受け、今回そこを削ったので、この部分に現れてきてはいないのですが、それを入れるということを前提にご審議いただくということですか。

委員 時間がそんなに残されていないので先送りしていいのかなというのがあるのです。だから、そこは総務課との関係で条例改正が必要で、条文入るのであればその分は追加するか、総務課との協議がどうなるか分かりませんが、そこだけ取り外して別個に理解が得られればいいのかという思いがあったのです。だから、説明をいただいてこれをやるか、説明なしの意見だけというふうにしていいのか疑問だったのです。

教育長 そのとおりですね。審議いただいてよろしいですか。
懸案の部分というのは第8条でしたか。

教育文化課長 はい。そうだったと思います。

教育長 そうですよ。そうでないと第9条に守秘義務が発生しないですものね。

教育文化課長 そうなのです。委員の任命のところに入って、守秘義務、任期、そして報酬となっていますので、この報酬があるので、条例改正が必要だと。

教育長 ご審議いただいていいということですので、ご意見をいただければ。よろしくお願いいたします。

教育文化課長 (議案第82号「会津美里町学校運営協議会規則」説明)

教育長 質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員 第2条、最後の語尾ですが、「取り組むことを目的とする」というのですが、目的は前にあり、趣旨なので、「取り組むものとする」でよろしいのではないのでしょうか。

教育長 趣旨に述べている第2条なので、語尾が目的とするではなくて、取り組むものとするぐらいがよろしいのではないかというご指摘だと思います。
事務局、いかがでしょう。

教育文化課長 ありがとうございます。

委員 第4条ですが、学校運営にしても、人、もの、金というので、学校予算の編成や、執行に関する事、施設管理や、施設設備に関するものはなくてよろしいのか。教育課程全般だけでよろしいのか。そこに入れるべきではないのかなと思いますが。

教育長 予算、施設管理等について入れる必要はないかということについてはいかがでしょうか。恐らく当初の校長の方針等を協議して認めてもらうところの第4条なのですが、委員ご指摘になられたことはその後、第5条にある学校運営全般について教育委員会、または校長に意見を述べることができるという中に包含されている中身だとは思いますが。そういうことで多分区別を、こちらは次の年の学校運営の基本に関する事、運営していく上で、いろいろ予算とか施設とか様々なことについては第5条のほうで別に意見を述べることもできるというようなことで分けているようですが、そういうつくりでよろしいかと。

委員 第5条にはその件については特に書いていないので。

教育長 学校運営全般についてという。

委員 しかし、第4条の中の学校運営については、ただ文言的なもの、書類上というか、それだけではなくて、実際的な学校予算とか、施設とか、そういう感じが学校運営の基本的なものの中にもう既に入っているのではないかなと思います。ビジョンだけではないと思うのです。

教育長 おっしゃるとおりですが、まず地教行法のつくりがその3段階のつくりになっており、認めていただくのは運営方針ではなくて、基本的な経営方針です。つまりそれが学校運営協議会の機能として地教行法に定められているのは、認めることはこの中身ですよと。そのほか意見を言えるのは学校運営全般、今委員が言われたような予算も含めたものですよということなのです。ですから、予算も含めたり、学校への様々なことを全て運営協議会に認めていただけないと学校経営ができないわけではなく、校長が定める基本的な方針等をまず認めていただくということが地教行法の定めです。ですから、法律の定めからいうと、人事も含めた3段階構えになっておりますので、最初の部分だけ4条に規定しているということでもあります。

委員 第5条の1項ですか。そうすると、協議会はそのところですか。

教育長 そうです。

委員 第2項は採用になりますので。

教育長 第2項は教職員の任用に関する意見ですので、5条の第1項です。運営全般についてというところで、今ご指摘されたところは随時意見を言えるような形になっていると。つまり承認ではなくて、意見が言えるわけです。予算とかは町が決めて配当するものですから、それを運営協議会から承認しなければならないとなると承認できなければ運営もできなくなってしまいますので、承認事項ではなくて、運営に係ることでもっと予算つけてくれとか、意見は言えますよというようなことなのです。

委員 では、第5条の1項に学校予算とか施設管理入ってくるわけですね。

教育長 全てです。運営全体に。

委員 特記することでも、特記ということはできない。

教育長 特記というか、予算も含めて全て運営に関わることには意見は言えますよという。

委員 言えますよというのが第5条の1項ですね。

教育長 5条1項ということなのです。

委員 何か人、もの、金というふうになるので、そういうところの視点は必要なのかなと思って、逆にそういうものが削られてしまうのかなと危惧したものですから。

教育長 多分担保はされていると思います。

委員 担保されています。分かりました。

教育長 そのほかのところでございましたらお願いします。

委員 基本的なことですが、学校運営協議会の権限というのは、地教行法の中で、今3つに分けて考え方が示されているということですが、協議会自体の権限はかなり大きいことになるのです。要するに今までは町が定めた教育の振興計画等様々な計画を踏まえて学校の経営方針を立て、ある程度そういうのが承認という形になるかどうか分かりませんが、それが基本的に表には出てきている。ただ、これはどこまでいっても協議会の承認がなければ全てが動かないということですよ。協議会の権限は、かなり大きいことになるのですね。

教育長 大きいと思います。地域の方が地域の思いを学校教育に反映させていくというのが根本理念ですから、度々替わる校長に勝手なことをさせてはいけないというのがこの裏にあると思うのですが。

委員 その辺のバランスがよく分からないのです。学校ってもうちょっと柔軟にやってきたのかなと思っているのですが、この運営協議会ができれば全く校長先生のある意味で裁量、この計画の段階、方針の段階で承認得るということは、そこで少し出るでしょうけれども、ある意味でおもしろみがなくなっていくということですね。

教育長 そういうふうな校長のマネジメント力、力量が逆に求められているというか、地域の方にも納得していただきながら地域にある、地域と共にある学校をつくっていきなさいということだと思います。ただ、独りよがりではなくて、地域の皆さんの思いや願いを酌み取りながら学校経営をしていきたいと思いますという理念だと思います。

委員 そうですか。ただ、今までと違って、最近の学校経営というのはかなり地域の人たちとの接点があってずっとやってきて、それが全てではないかもしれませんが、それが全ていいかどうか分かりませんが、協議会のこの規則見ると、これで全てをある意味で絞ってしまうと、この中に閉じ込めてやるという姿が明らかかなど。でも、それはもう法律で決まったから、しょうがないというふうにして我々は理解するしかないのかというレベルなのですか。そういう理解でいいのですか。

教育長 この法律ができたときには一教員としてすごく危惧しました。今委員のおっしゃったようなことが頭の中によぎりましたし、加えて5条第2項にあるような教職員の任用に関する意見まで言われたのでは学校はどうなるのだろうと思ったわけであ

ります。ただ、やっぱり今になってみると、地域と共にある学校はやっぱり地域の皆さんと一緒につくっていかねばならないというのは当然今の世の中の流れですし、逆に地域のお力を借りないとなかなか学校だけでは学校運営はできていかなような状況もございますから、地域のすばらしい教育資源を学校経営にいただくというようなことも考えますと、ぜひ第1項は必要なのかなと思いますし、あと第5条2項にある任用に関する意見ですか、これも何を言われても困るということで、最初問題になりまして、実はこれは一応法改正がありまして、一部改正で任用に関する意見は教育委員会が定める範囲内ではか言えなくなったのです。最初できたときはそうでなかったのです。そういう改正も踏まえて、教育委員会が定めるこの範囲でご意見をいただければということで少し縛りをかけたといえますか、そういうふうな地教行法の一部改正もあったということが背景にございます。

委員

以前ニュースで、多分兵庫県神戸だったか。先生の人事に関しての校長会だかの先生たちの権限が強くて逆に問題になっていましたが、ただ逆に協議会が先生方の人事やるって、ある意味で今おっしゃったように際限がないのではないかな。要するに混乱を招くだけではないかなという気がしないわけではないのです。すごく大事なことでしょうけれども、学校運営協議会だけが問題ではなくて、全部に波及するわけではないですか。こういうことまで認めて学校運営協議会されるというのは、権限の強さとか、地域との一体的な学校経営に関する関心を含めて、協議会の持つ権限がすごく大事だという。分からないわけではないですが、何かあまりにもここまで踏み込んでしまって、本当に先生方が逆に、先生方だけではない事務局の教育委員会が困らないのかなと思ってしまいますが、法律がそうだとわれれば改めて言う必要はないのかもしれませんが、協議会の権限の大きさがほかに影響しないのですか。皆さん心配していないのですか。

教育長

最後に校長として1年半くらいこういうものの中において、いろいろやってきたのですが、私がいた学校でつくっていただいた学校運営協議会の中では負に働くようなご意見というのはほとんどなかったです。運営に関するご意見や、任用に関するご意見もいただきましたが、例えば任用に関するご意見というのはどういうものかという、英語教育充実のために英語の免許を持っている人を増やしてほしいとか、小学校にも英語免許を持っている方を異動させてほしいという意見もありましたし、あとは市町村が雇用して学校に入れている職員、そういうものをもっと充実してほしいとか、そんなようなご意見はあり、教育委員会に申し上げたことはありましたが、それ以外は個々のものはやめてもらうことになっていきますし、校長が嫌なので、替えてくれとか、個人的なものはしないという教育委員会の縛りもありますので。

委員

分かりました。そのレベルであればそんなに心配することはないのかなと。

教育長

はい。大体そういうレベルに絞られるように、教育委員会の規則の中でお願いをしていくというようなところだと思います。

委員 権限の強さが比例して、そういうところまで何か混乱を招く状況にならなければいいかなというのが心配でした。

教育長 そうですね。一部先行地域ではあまりにもこじれて、委員の解任にまで至っているようなところも全国にありますので、そんなふうにならないようにしなければならぬとは思っております。

委員 幾つかお聞きしたいです。第3条の2項と3項に教育委員会は、協議会を置くときはとあえて分けていますが、1本の条文にはならない。あえて分けたほうがいいのかということですか。全く同じ表現が前段にあるのに、中身が違うだけで2つに分ける理由があるのか。間違いだとは言いませんが、1本でもいいのかなど。

2つ目、第8条です。先ほど説明のあった15名以内で委員の人数を変更することができる、最後そうありますが、委員の人数15人を変更するという意味であれば、規則の改正が必要になってくるのではないですか。これどういう意味なのですか。

教育文化課長 規則を改正しなくても、15人で足りないときには教育委員会に言って、認めれば例えば16人になってもいいということ。

委員 それは、規則で決めることになりますのでおかしいではないですか。それやるなら規則の改正を必要になったときにやるしかなくなります。そういう意味ではなくて、単純に1、2、3、4、5、6の内訳が変わるのかなと思ったのです。ところが、人数出ていないのです。それで委員の人数変更することができるという条文がなぜ必要なのか意味が分からない。これも準則にあったのかどうか知りませんが。

教育長 第8条の人数のところですね。市町村によっては、例えば20名程度というふうな規則にしているところもあったり、様々な表現をしているわけで、確かに、以内としておいて必要と認めるときは変えることができるというのは齟齬があるかもしれません。

委員 その理由だけ教えてもらえばいいです。

教育長 結局増えるかもしれないということですね。

教育文化課長 そうです。

教育長 想定としては。

教育文化課長 はい。それなら以内ではなくて、程度にして、あとただし書の部分を除いてしまえば。

委員 そうですね。それも一つのやり方、15名前後でやれるということになりますよね。

教育文化課長 すごく極端に増えるということは多分ないと思うので、1人、2人なのかと思うので、15名程度にすれば。

委員 そういう表現もあるかどうか分かりませんが。裏を返せば20名以内であれば。

教育文化課長 高田地域が高田中に小学校2つ、こども園も2つありますので、もしかして多くなる場合あるのかなという想定だと思うのですが、多分新鶴地域と高田地域では若干人数的には違うのかなというところもあり、15名でもしオーバーする場合にはというところがあるのかなと思ってはいたのですが。

委員 その都度規則改正するというのがいいと思います。

教育長 大変です。程度という表現が許されるのであれば、「程度とし」というふうにしておけばある程度の幅はできる。あるいは20名以内。

教育文化課長 20名として、8、9人しかいなかったら何でそんな少ないのだとなるかなというところもあるかと思ひまして、地域ごとの規模の違いがあるかなと思うのですが。

委員 もう一つ気になるのが私立認定こども園は対象になるのか。

教育長 こども園については、学校教育法に定める学校ではないので、学校運営協議会を設置することはできないのです。ただ、委員として入っていただくことは可能です。

委員 そういう意味ですか。全く自分たちの協議会ではないけれども、委員としたいというのはつながりを持つということ。

教育文化課長 やはり幼小中連携ということもございますので、先生とか保護者も。

委員 委員だけです。

教育文化課長 はい。

委員 もう一度ここは検討してください。「委員の人数を変更することができる」は、規則の改正を前提とするなら認められると思いますが、それでは問題残るかなと。

9条の第2項の1号ですが、「委員としてふさわしくない非行」って、否定の否定は普通やらないでしょう。ふさわしくないだったら「行為」だけで済むし、ふさわしくない要らないのならば「非行」という考えなのですが、二重否定はやめたほうがいいかなと思う。

教育文化課長 分かりました。ふさわしくない行為という。

委員 全体でお聞きしますが、会議の所管はどこになるのですか。この規則上は出ていない。別に定めるのですか。

教育長 協議会そのものは中学校区ごとに置きますので、中学校区ごとの運営協議会において、これに基づいた運営協議会の設置要綱等を定めていただき、その中に規定いただくというような方向で考えています。

委員 あくまで教育委員会は直接関わらないということですか。

教育長 はい。

委員 分かりました。そうであれば個々の協議会が規則というか、運営の要綱的なものをつくるという。

教育長 そうですね。協議会規則に基づいて設置要綱なり、運営規則なりをつくっていただく。

委員 2つあるのですが、第8条の委員の任命のところの対象学校の校長なのですが、対象学校の教職員みたいなのはどうなのでしょう。必要ではないかなと思うのですが、校長が代表して1人いて。かなりの重要度を増してくる運営協議会なので、学識経験者みたいなのは、いつも何かの会議のところに学識経験者として入っていますよね、美里町の場合。こういうところに学識経験者ような方を入れておかないと、少し心配な部分もあるかなと思います。

2つ目第13条の4項ですが、会長は必要に応じ協議会の委員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができるというのは、どういうことなのかと。会長にオブザーバーを勝手に入れてこられるような権限があるのかどうか。必要なのか。どのようなことを目的としているのか分からないので、お願いします。

教育長 2点ありました。事務局いかがでしょうか。

教育文化課長 まず、第8条の対象学校の校長とあります。校長以外の教職員の方ということだと思のですが、委員としては校長先生でいいのかなというところで、必要に応じて事務局として出ればいいのかなどは思っていたところがございます。

学識経験者につきましては、学識経験者ということできちっと定めるか、地域住民の方、あるいは教育委員会が適当と認める者という中に含まれるのか。学識経験者でもやはり地域の方には間違いないのかなと。地域以外の学識経験者も場合によってはあり得る。

教育長 大体は（６）でのみ込んでいるところが多いとは思っています。

教育文化課長 はい。そのように思います。

教育長 学識経験者については。

教育文化課長 はい。第13条の。

教育長 オブザーバーとの関係は、多分委員が言われた校長以外の教職員、例えば教頭だったり、それからあとは必要に応じて教育課程の話になったら教務主任が出たりとか、そういうものを想定してのオブザーバーだと認識しておりました。

委員 オブザーバーという言葉というのはちょっと違う意味がしたのですけれども。

教育長 校長が代表で会議に出ておりますから、教職員が決定権のある運営協議会の委員になるわけではなくて、あくまでも委員の求めに応じて様々な情報提供をしたりというような立場で参加するということです。

委員 そうすると、会長が、結局校長が教頭を出席させてくださいのような感じになるのですか。

教育長 もちろんそうですが、基本的には会長1人でできるものではないので、校長と下打合せをしたりとか、様々なことで校長の意見を聞きながら運営していくことになると思いますので、実際には中学校区ですと中学校の教頭先生などが事務局になり、いろいろな世話回しをやって準備をしたり、会長との下打合せをしたりなど運営をしているところがほとんどだと思うのです。

委員 組織上にそういう事務局をきちんと置いてやっていくでしょうから、その事務局は誰なのかというか、オブザーバーというところとちょっと度外視したような感じですよ。オブザーバー、助言者というか、事務局みたいな。

教育長 あくまでもこの場に例えばこれが運営協議会だとすれば、事務局の方々みたいに。

委員 オブザーバーですか。

教育長 説明者として我々が求めているわけですから、オブザーバーです。

委員 オブザーバーとしてイメージが少し違っていたのものですから。

教育長 あくまでも教育委員会はこの5人がメンバーですから、そこに必要な情報提供や

資料提供等を求めるために参加いただいていると。

オブザーバーとは会議の質によって違うのかもしれませんが、説明員として求めていると。

委員 そこがちょっと何か意味が曖昧だなとも思うのですけれども。

教育文化課長 事務局は事務局、中学校の教頭先生だったり、何人か事務局がいて、その都度その会議に必要なオブザーバーという意見だったり、情報提供などができるような人を、その会議の議題に必要な方を事前に事務局と会長とで相談して、外部というか、地域の住民の方でもこういう情報持ってられる方とかということで、委員でなくても情報提供できるような方とか、そういう方なのかなと私は思っています。

委員 でも、もう一回精査してもらいたいような言葉なのです。オブザーバーというのはちょっと引っかけます。

委員 オブザーバーというのはこの中で意思決定を持たない意見を言う人、参考意見を言う人がオブザーバーだから、特にこの規定は、オブザーバー自体は関係がないと思うのです。ただ、委員はオブザーバーのここに規定すること自体が問題にしているものだと思ったから、言わなかった。

委員 それもそうですが、普通こんなにわざわざ書かないですよね。

委員 いや、オブザーバーの表現はあります。

委員 ありますけれども、わざわざオブザーバーを参加してもいいみたいなものは必要かどうか。

委員 必要かどうかということ。それはあるか。やっぱりそういうのが出てくるケースがあるということでしょう。

教育長 結構あると思います。委員以外の地域の方々、例えば地域学校協働活動の話とかになれば検討部会の方などを呼んだりとか、いろんなことが出てくるので、もしこれが意味的にどうかというのであれば本部ごとに置く設置要綱等に入れてもらっても構いませんし、やり方はいろいろあると思う。

委員 ただ、規則が大本の規則なので、一応ここがないと単に要綱だけでは定めにくいわけですよね。だから、大本の規則ならばここに入れる必要はあるのかなと思います。本当にそういうのが必要だと教育長が言われるのなら。私は別に違和感なかったです。

教育長 オブザーバーのイメージが。

委員 イメージとわざわざ書かなくてはいけないのかという。

委員 ただ、やるならばここで一旦言及しておいたほうが。

委員 いろいろ意見はあってもいいですよ。

教育長 よろしいですか。では、そのほかのところでもございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 今ご指摘いただいたのが何点かございましたので、それについては精査して、ご指摘どおり直すところは直したりして、もう一度御覧いただくということで、これについてはこのとおり決することでもよろしいですか。ご意見をいただいたということで。

教育文化課長 はい。

教育長 整理の上、再度議題としてご提案申し上げながら、最終的に決定していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

◎議案第83号～議案第85号

教育長 議案第83号「会津美里町教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」を議題といたします。

教育文化課長 (議案第83号「会津美里町教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」説明) 関連がありますので、第84号、第85号についても説明させていただきます。

(議案第84号「会津美里町教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令」説明)

(議案第85号「会津美里町教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する規程」説明)

教育長 議案第83号から85号まで、規則、訓令、規程まで一括で説明しましたが、同様の内容ということでありまして、具体的には13ページにある町の規則に絡めた特例に基づいて運用するというようなことでもございます。具体的には何だと言われますと、様々細かなのたくさんあるわけですよ。

教育文化課長 はい。細かいものがいっぱいありますが、例えば教育委員会管轄ですと小中学校

管理規則の振替授業届や、教育課程の届出などや学校職員の勤務に関する訓令の休憩時間の届出とか、あと認定こども園管理運営規則の入園許可申請書とか、奨学資金貸与条例施行規則の奨学生願書、あと奨学生の推薦調書など、そういった様々なものがございます。

教育長 具体的なところは代表例でございましたが、ご質問、ご意見あればお願いをしたいと思います。

委員 直接今回の議案ではなくて、13ページの第2条の町長が別に定める方針って何か出ているのですか。

教育文化課長 今のところは特にはないです。これからあるかどうか分かりませんが。

教育長 9時55分になりましたので、暫時休議させていただきたいと思います。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前10時09分

教育長 再開させていただきます。

議案第83号から85号、関連しまして13ページの町の規則ですが、これらについてご意見等ございませんでしょうか。原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第83号から85号までは原案のとおり決することとさせていただきます。

◎議案第86号

教育長 議案第86号「会津美里町学校体育施設利用団体の登録について」を議題といたします。

教育文化課長 (議案第86号「会津美里町学校体育施設利用団体の登録について」説明)

教育長 ご質問あればお願いいたします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第86号については原案のとおり決することといたします。

◎議案第87号（非公開）

◎議案第88号（非公開）

◎議案第89号（非公開）

◎議案第90号

教育長 議案第90号「「会津美里町社会体育施設整理計画」について」議題といたします。

教育文化課長 （議案第90号「「会津美里町社会体育施設整理計画」について」説明）

教育文化課長補佐 （追加説明）

教育長 19ページにあります町スポーツ推進審議会の答申を基に、今パブリックコメントの内容を一部触れていただきましたが、整理計画本体には基本的に変更はないということでご説明がありました。ご質問、ご意見ありましたらお願いをいたします。何かございませんでしょうか。

委員 トータルで何かということではないですが、パブリックコメントで気になった表現と町の考え方の相違というのが少し違和感があった。1つだけお聞きします。

42ページの番号では12で、意見が「解体、廃止とされている各体育施設は、町地域防災計画書において云々」とあります。町の考え方は、災害の種類によって云々と直接この意見に対する答えではないように思うのです。要するにこれが否定されているのかどうかも分からない。これは直接否定しておらず、災害の種類によって「町内全ての避難所の中から安全な避難所を開設し」と考え方を示しているのですが、ダイレクトに意見に答えていないような気がしたのです。これで納得しているのかもしれませんが、このやり取り、意見と町の考え方がかみ合っていないような気がしたのですが、そういうふうには受け止められると思いますけれども、どうですか。そうではない。

教育文化課長補佐 このご意見につきましては、指定緊急避難場所ということで指定されている本郷体育館と考えております。この部分につきましては、災害の種類によってという部分は、防災の部分の考え方を盛り込んでおまして、ここには直接この部分では触れてこないのですが、本郷庁舎に移転する関係上そちらを防災施設として整備していくという考え方が、要は機能を移転するという部分も考えておりましたので、そのような書きぶりになっているということでもあります。

委員 場所はあるからということですか。

教育文化課長補佐 はい。そのためにはっきりは書けなかったのですが。

委員 相手が納得しているのであれば別にいいのでしょうか、ダイレクトに答えなくていいのかなと逆に思ったのです。

教育文化課長補佐 ちょうどこの社会体育整理計画では触れていないことを聞かれているものだから。

委員 そういう意味ですか。

教育文化課長補佐 はい。本郷庁舎の移転計画は別にご説明しているものですから、なかなかそこは整理がつかなかったのは正直なところではあります。

委員 ただ、解体、廃止と大きく出ているので、解体、廃止と災害対策で緊急避難場所、そこはもしくは指定避難場所だというのであれば、何かダイレクトに答えてもいいのかなと思ったけれども、そういうことですか。経過があるのですね。分かりました。

教育文化課長補佐 趣旨は私のほうで理解しましたが、なかなかはっきりは書けなかったというのがあるって、ご理解いただきたいと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

教育長 ほかにございませんでしょうか。原案どおりということでもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 これからも数々の障害、ハードルがあると思いますが、これに基づいて整理をしていくということで、議案第90号については原案のとおり決することとさせていただきます。ありがとうございました。

5. 協議事項

教育長 協議事項に参ります。(1)の令和4年度会津美里町学校・こども園の重点事項について説明をお願いいたします。

教育文化課長補佐 ((1)「令和4年度会津美里町学校・こども園の重点事項について」資料によ

り説明)

教育長 ご意見いただいた上で整理し、1月に再度議案としてご提案申し上げたいということでございます。皆様方から何かお聞きすることありましたらお願いしたいと思っております。

委員 幾つかですが、1つは今やっているQ-Uについては今後どうするのか。また、Q-Uがうまく活用されていない部分もあるのではないかとというようなところも聞くやにあるので、その辺の状況と、2つ目はとてもまとまってきたなというふうな感じで、そして令和4年からの方向も見えてきたなというふうな感じでとてもいいと思うのですが、本町でもSNSでいろいろ問題も出てきています。そういう部分を文言的に入れておく必要ないのかどうか。SNSでつながる怖さというか、そういうのは各学校でもやっているとは思いますが、今どきの問題点でもありますので、どこかに入れるかというのもちよっとありませんが、一人ひとりを大切にした教育の中に入れるのもありかなとは思いますが、結果的には何かそこら辺にも入れて、ちゃんと指導していくというのが必要なかなと思っております。

教育長 WebQ-Uの今後の在り方についてでありますがお答えできる部分がありますか。

教育文化課長 WebQ-Uにつきましては、毎年町で予算を計上し、各学校で実施していただいております。この2枚目に、豊かな心の育成を目指すというようなところにはWebQ-Uの活用という記載はしてございますが、1枚目の教育委員会としての重点事項の中の部分には記載してはございませんが、令和4年度も継続してWebQ-Uは1年に2回実施するようなことでは計画はしております。それをどこかに入れるかということ、豊かな心の育成の違いを認め合い、高め合う学級集団づくりの方法の一つなかなと思うのですが、あとは各学校でそれぞれWebQ-U後の研修というか、専門指導員とか、学校主催で研修会などもしておりますので、そういったところは強化してやっていけるのかなと思っております。

委員 関連してですが、専門指導員の使い方というか、そこら辺がまた各学校ばらばらなところもあったので聞いたのですが、今後どういうふうに活用していくのか。一定にするのか、それとも各学校に任せるのか、その辺どうなのでしょう。

教育文化課長 次年度についてまだ私のほうではっきり言えるところは限られているのですが、今までも全ての学校に同じように専門指導員のご指導いただくような形で、研修会とかQ-Uの分析の方法などを詳しく教えていただいたり、ご指導いただいたりということでは各学校でやっていただくように、お話をしていたところではありましたが、それが今年度そういうふうにはいかない学校も出てきたので、次年度どうするかということについてはこれから話をしていきたいと思っておりますが、どこの学校でもそういうアドバイスをいただきながら進められればいいのかとは思っております。

委員 私の思いとしては、教育委員会で特化してやっているわけですので、各学校で来ないでいいですよみたいに言ってやっているのはちょっとおかしいと思うので、そこはこちらできちんと指導していただいたほうが、Q-Uに対してお金出しているわけですから、ちゃんとしたほうがいいのかと思います。

教育長 専門指導員の活用も含め、WebQ-Uの活用を総合的に効果が上がるようにしていただきたいということだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員 あと、SNSの件ですが。

教育長 SNSの件はいかがでしょうか。入っているとすれば、真ん中のところの一番下のメディアコントロールというところぐらいしかないかもしれないですね。

委員 家庭でのメディアコントロールは弱いというか、大体テレビの視聴と、携帯を何時間しているかというところだと思うのです。だから、各学校ではやっていると思いますが、美里町までそういう問題が出てきているので、SNSなどのものの扱いについてきちんと各学校に計画を教育課程の中に入れるなりして指導していくというのが大事なことかなとすごく思っております。

教育長 情報モラル教育は、恐らく各学校の教育課程に盛り込んで、必要最低限はやっていると思いますが、ただそれでは不十分だということが今の実態に出ていることは間違いないと思いますので、さらなる強化ということで、町連Pなどとも協力とか、様々なところを施策としてあると思いますから、多分委員のご心配はそういうところだと思いますので、さらに情報モラル教育が浸透するように進めていかなければならない。ここに特に明記するというのではなく、中身の対応でよろしいということですよ。

委員 はい。

教育長 ということで、よろしくお願ひをします。
そのほかのところをございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 御覧いただきながら、あと1月に正式に議案として提案したいということですので、ご意見をためておいていただければと思います。

協議事項の(1)、以上にて終了とさせていただきます。

その他、協議事項ございましたらお願ひをしたいと思いますのですが、いかがでしょう。

教育文化課長 それでは、その他で、給食センターから前々回、出させていただいた議案について

て調整いたしましたので、給食センター係長からご説明申し上げます。

学校給食センター係長 ((2)「その他」資料により説明。(議案第71号、議案第72号、議案第73号の条文修正について))

教育長 給食センター関連の条例、規則等の変更について、10月定例会でのご指摘を受けて後の変更、説明がございました。ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。10月定例会で指摘あったものは、大体直ったということですのでよろしいのですか。

教育文化課長補佐 74号につきましてはまだ総務課との協議が終わっておりませんので、1月に出させていただきます。

教育長 職員の部分ですね。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 いかがでしょうか。71、72、73と説明をお聞きいたしました。

委員 細かいところは忘れましたが、大体分かりました。条例に定まっていない審議と諮問とあるではない。それが多分欠けていた、違うところに。分かりました。

教育長 おおむね直っているということですので、センターで説明いただいたとおりご了承いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
協議事項ほかにございますか。

教育文化課長 ないです。

教育長 それでは、協議事項を終わらせていただきます。

6. 報告事項 ((3)、(4)、(5) 非公開)

教育長 報告事項です。
(1) の議会定例会12月会議について事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 ((1)「議会定例会12月会議について」資料により説明)

教育長 ご質問等ありましたらお願いいたします。補正関係の説明ありましたが。

（「なし」の声あり）

教育長 （１）は終了ということで、（２）の共催・後援承認依頼について事務局からお願いをいたします。

教育文化課長 （（２）「共催・後援承認依頼について」資料により説明）

教育長 ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

教育長 ２件共催、後援を承認したということでご了承いただければと思います。
それでは、（３）の児童・生徒、それから（４）の教職員に関することに参りたいと思いますが、特にはないですね。

教育文化課長 高田中学校の駅伝部が全国大会において準優勝しました。

教育長 明日町長に結果報告です。どのように祝福してあげたらいいかなというので、いろんな話がこれから来るのかもしれませんが、できるだけ町民の皆様も祝意を表したいという気持ちはあるでしょうから、何らかの形に表していかねばならないかなとは思っています。

委員 新聞に出ていましたね。

教育長 児童生徒と教職員に関する事、お聞きしたい事等はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長 このあと個人情報もありますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項により非公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、（３）、（４）終わります、（５）の生涯学習に関する事、何か事務局からございませんでしょうか。

主幹兼公民館長兼図書館長 （（５）「生涯学習に関する事」（議会12月会議上程「会津美里町体育施設（高田地域体育施設）の指定管理者の指定にかかる候補者選定基準について説明）

教育長 説明の中で、指定管理者の選定基準については非公開ということがありました。会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項の規定により非公開とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育文化課長補佐 ((5)「生涯学習に関すること」資料(議会12月会議産業教育常任委員会説明資料)により説明)

学校給食センター係長 (議会12月会議産業教育常任委員会説明「給食センターの配送計画について」資料により説明)

教育文化課長補佐 (議会12月会議産業教育常任委員会説明「郷土資料館(仮称)整備の進捗状況について」資料により説明)

教育長 給食センター配送計画並びに新鶴庁舎を改装しています郷土資料館の説明ありましたが、何かお聞きしておきたいことございますでしょうか。

委員 ささいなことですけれども、当直室というのはどんなふうにするのですか。

教育文化課長補佐 当直室につきましては、かつて新鶴庁舎において日直があったときの日直室と、あと夜間警備の警備員がいた部屋になります。現在は機械設備の操作パネルとかはありますが、人の配置はございません。

教育長 よろしいですか。

委員 はい。

教育長 そのほかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 このような形で今整備が進んでいるということでご理解いただければと思います。(6)番目、教育関係施設に関すること、事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 ((6)「教育関係施設に関すること」説明)

教育長 新鶴こども園の竣工検査完了のご説明がありました。お聞きしておきたいことございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 (7)の事務局報告事項お願いいたします。

教育文化課長 ((7)「事務局報告事項について」説明)

教育長 事務局報告事項に何かご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 (8)、その他、皆様方から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

7. その他

教育長 7のその他に参ります。

(1)、今後の行事予定について事務局からお願いいたします。

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」資料により説明)

教育長 今後の行事予定について説明ありましたが、何かございませんでしょうか。

委員 こども園も卒園式もあるのですよね。

教育長 こども園の卒園式ね。

教育文化課長補佐 ありますが、次回の会議のときには日程を入れたいと思います。申し訳ございません。

教育長 こども園もということで。
ほかにごございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 なければ(2)の次回委員会の開催予定日についてお願いをいたします。

(日程について協議)

教育長 1月21日金曜日午後1時30分開会ということにより、よろしくお願いをいたします。

8. 閉会

教育長 以上で第17回会津美里町教育委員会12月定例会を閉会いたします。

○閉会時刻 午前11時24分